

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年3月28日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通知について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員 | 4番 渡邊勝夫 委員 |
| 6番 三師満夫 委員 | 7番 五十嵐秀一 委員 |
| 8番 小林茂宏 委員 | 9番 坂井浩行 委員 |
| 10番 原田勝 委員 | 11番 渡邊一英 委員 |
| 12番 廣川哲也 委員 | 13番 清野秀作 委員 |
| 14番 佐藤秀樹 委員 | 15番 佐藤一富 委員 |
| 16番 藤田吉則 委員 | 17番 熊倉睦 委員 |
| 18番 田邊稔 委員 | 19番 佐藤裕雄 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 5番 田邊敦子 委員

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
蒲澤 利嗣 委員	蒲澤 正 委員
北澤 正之 委員	栞原 一郎 委員
捧 幸伸 委員	長谷川 淨二 委員
原田 孝一 委員	松岡 博一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

刈屋 一夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、小川弘樹委員、17番、熊倉睦委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明をいたします。1ページをご覧願います。今月の申請は3件で、合計面積1万3,301.64㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

730番は、鶴田地内の農地6筆、4,865㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

731番は、鶴田3丁目地内の農地4筆、2,002㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

732番は、下保内地内の農地3筆、6,434.64㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

2ページをお願いいたします。続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明をいたします。

41ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定76件、面積51万8,596.47㎡、再設定19件、面積10万4,931㎡、合計では95件、面積62万3,527.47㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの733番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

733番から12ページの757番までの25件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

733番は、渡前地内の農地1筆、4,606㎡。

734番は、荒沢地内の農地2筆、1,914㎡。

735番は、鹿峠地内の農地4筆、3,970㎡。

736番は、長沢地内の農地3筆、2,506㎡。

737番は、長沢地内の農地3筆、4,078㎡。

738番は、葎谷地内の農地7筆、7,478㎡。

739番は、葎谷地内の農地4筆、5,884㎡。

4ページをお願いいたします。740番は、遅場地内外の農地計10筆、9,160㎡。

741番は、森町地内の農地3筆2,553㎡。

742番は、上保内地内の農地5筆、745㎡。

743番は、飯田地内の農地1筆、2,969㎡。

744番は、鹿峠地内の農地6筆、5,550㎡。

745番は、鹿峠地内の農地1筆、3,436㎡。

746番は、鹿峠地内の農地1筆、2,007㎡。

6ページをお願いいたします。747番は、鹿峠地内の農地1筆、2,906㎡。

748番は、長嶺地内の農地1筆、1,678㎡。

749番は、桑切地内の農地5筆、1万1,796㎡。

750番は、井栗地内の農地5筆、1,261.02㎡。

751番は、井栗1丁目地内の農地3筆、993㎡。

752番は、代官島地内の農地6筆、1,741.22㎡。

753番は、合計面積は10ページに記載しておりますが、代官島地内の農地90筆、

3万7,045.64㎡。

754番は、西四日町4丁目地内外の農地計13筆、1万5,807㎡。

755番は、帯織地内の農地4筆、992.16㎡。

756番は、鹿峠地内の農地1筆、2,358㎡。

12ページをお願いいたします。757番は、島川原地内の農地3筆、5,390㎡。

以上25件は、相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

なお、752番、753番の利用権の設定を受ける〇〇〇〇は、農地所有適格法人として平成31年2月に設立された法人であります。

案件の説明を続けさせていただきます。次の758番から34ページの808番までの51件、合計面積37万9,772.43㎡は、農地中管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

758番は、大島地内の農地10筆、9,288㎡。

759番は、大島地内の農地15筆、1万194.91㎡。

760番は、大島地内の農地13筆、1万2,682㎡。

14ページをお願いいたします。761番は、大島地内の農地12筆、1万902㎡。

762番は、大島地内の農地14筆、1万1,508㎡。

763番は、大島地内の農地12筆、8,244㎡。

764番は、大島地内の農地5筆、3,515㎡。

16ページをお願いいたします。765番は、大島地内の農地4筆、3,012㎡。

766番は、大島地内の農地15筆、1万2,674㎡。

767番は、大島地内の農地9筆、6,620㎡。

768番は、大島地内の農地8筆、7,682㎡。

18ページをお願いいたします。769番は、大島地内の農地17筆、1万4,007㎡。

770番は、大島地内の農地10筆、8,506㎡。

771番は、大島地内の農地9筆、8,248㎡。

772番は、大島地内の農地9筆、9,150㎡。

773番は、大島地内の農地12筆、9,699㎡。

774番は、大島地内の農地12筆、1万335㎡。

775番は、大島地内の農地3筆、1,975㎡。

776番は、大島地内の農地1筆、505㎡。

777番は、大島地内の農地5筆、4,976㎡。

22ページをお願いいたします。778番は、大島地内の農地1筆、1,031㎡。

779番は、大島地内の農地4筆、3,995㎡。

780番は、大島地内の農地15筆、1万3,216㎡。

781番は、大島地内の農地10筆、9,503㎡。

782番は、大島地内の農地13筆、1万46㎡。

783番は、大島地内の農地2筆、2,062㎡。

784番は、大島地内の農地1筆、1,031㎡。
785番は、大島地内の農地16筆、1万4,713㎡。
786番は、大島地内の農地15筆、1万4,731㎡。
26ページをお願いいたします。787番は、大島地内の農地6筆、6,169㎡。
788番は、大島地内の農地12筆、1万1,106㎡。
789番は、大島地内の農地8筆、4,404㎡。
790番は、大島地内の農地11筆、1万1,007㎡。
28ページをお願いいたします。791番は、大島地内の農地11筆、9,333㎡。
792番は、大島地内の農地1筆、1,031㎡。
793番は、大島地内の農地6筆、2,896㎡。
794番は、大島地内の農地6筆、6,166㎡。
795番は、代官島地内の農地5筆、4,639㎡。
796番は、荻島地内の農地2筆、1,246㎡。
797番は、代官島地内の農地2筆、2,062㎡。
30ページをお願いいたします。798番は、大島地内の農地1筆、1,031㎡。
799番は、大島地内外の農地計8筆、7,176㎡。
800番は、井栗地内外の農地計24筆、2万963㎡。
801番は、片口地内の農地2筆、2,979㎡。
32ページをお願いいたします。802番は、岩淵地内の農地5筆、1,968㎡。
803番は、荒沢地内の農地8筆、1万3,738㎡。
804番は、飯田地内の農地5筆、4,890㎡。
805番は、江口地内の農地17筆、1万8,909.52㎡。
806番は、長沢地内の農地5筆、6,081㎡。
34ページをお願いいたします。807番は、長野地内の農地3筆、7,188㎡。
808番は、長野地内の農地1筆、739㎡。

以上51件は、新潟県農林公社が新規に利用権設定をするものであります。

次の809番から40ページの827番までの19件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、3月25日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時58分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定76件、再設定19件、合計件数98件、面積63万6,829.11㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の47件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする51件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全案件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番、小川でございます。

758番以降の大島地区の農林公社からの利用権設定というのがずっと続いています。これ大規模な何か取り決めがあったのかどうかという点をお聞かせ願いたいんですけども。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

議第2号のほうでご説明をさせていただき予定でしたが、〇〇〇〇が法人を設立をされまして、そちらのほうで中間管理事業を利用して要は受けられる、そのために議第1号では農林公社へ利用権を1回設定をさせていただいて、議第2号で配分をさせていただくという流れになっておるところでございます。758番以降の大島地区のかなりの件数については、今ほど申し上げた〇〇〇〇が設立をされて、ここが受け手となって行われるということで、今回こういった申請がなされたものでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3番（小川弘樹委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言がございませんので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

55ページをご覧ください。今月意見を求められている案件は、新規設定10件、面積37万9,772.43㎡、利用権移転12件、面積9万349.60㎡、合計では22件、面積47万122.03㎡であります。

42ページにお戻りをいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、議第2号参考といたしまして、平成31年2月28日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）につきましてご説明をいたします。後のほうで出てまいります。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号につきましては、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、50ページ最上段に記載の合計のとおり、荻島内外の農地計351筆、30万2,316.91㎡。

2番は、井栗地内外の農地計20筆、1万9,382㎡。

3番は、牛ヶ首地内の農地4筆、1,581㎡。

4番は、片口地内の農地2筆、2,979㎡。

5番は、岩淵地内の農地5筆、1,968㎡。

6番は、荒沢地内外の農地計25筆、3万2,647.52㎡。

7番は、飯田地内の農地5筆、4,890㎡。

8番は、長沢地内の農地5筆、6,081㎡。

9番は、長野地内の農地1筆、2,853㎡。

10番は、長野地内の農地3筆、5,074㎡。

以上10件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとさせていただきます。

続きまして、利用権移転の案件につきましてご説明をいたします。

11番は、平成28年2月に県公告がされました大島地内の農地7筆、7,197㎡。

12番は、平成27年2月に県公告がされました大島地内外の農地計3筆、3,073㎡。

13番は、平成28年12月に県公告がされました大島地内の農地2筆、2,062㎡。

14番は、平成27年2月に県公告がされました大島地内の農地8筆、7,799㎡。

15番は、平成28年12月に県公告がされました大島地内の農地2筆、1,196㎡。

16番は、平成28年2月に県公告がされました荻島地内の農地5筆、1,505㎡。

17番は、平成27年2月に県公告がされました大島地内外の農地計10筆、5,840㎡。

54ページをお願いいたします。18番は、平成30年3月に県公告がされました荻島地内外の農地計11筆、6,741㎡。

19番は、平成27年2月に県公告がされました代官島地内の農地5筆、5,135㎡。

20番は、平成29年12月に県公告がされました代官島地内の農地10筆、9,939㎡。

21番は、平成28年3月に県公告がされました福島新田地内外の農地計16筆、2万2,475.60㎡。

22番は、平成29年12月に県公告がされました福島新田地内の農地16筆、1万7,387㎡。

以上12件は、耕作者の変更がありましたので、その残存期間についてそれぞれ記載の借り受け人に利用権移転するものであります。

なお、1番及び11番から19番の借り受け人の〇〇〇〇は平成30年12月に、21番及び22番の借り受け人の〇〇〇〇は平成31年2月にそれぞれ農地所有適格法人として設立された法人であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定10件、

利用権移転12件、合計件数22件、面積47万122.03㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

原田委員。

10番（原田 勝委員）

10番、原田です。

代官島の〇〇〇〇及び福島新田の〇〇〇〇の会社の概要、所在地とか代表者名なんかは公表できないんですか。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

公表できないことではないんですが、基本的には審議に必要なのかなとは思いますが、一応お問い合わせでございますので、〇〇〇〇については〇〇〇〇さんが代表者だったと思います。それから、〇〇〇〇については福島新田の〇〇〇〇さんが代表者となって設立をされたところでございます。おのそのその地区で、所在地はその地区になりますんで、詳しい資料はちょっと手元にございませんので、これでご理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

10番（原田 勝委員）

はい、わかりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言が無いようですので、私のほうから〇〇〇〇の件につきまして、地元であります渡邊正推進委員さんから若干でよろしいですので、ご説明願いたいと思います。

渡邊 正推進委員

ただいま〇〇〇〇ということで、私もその役員の一員になっておるわけですが、昨年度より大島地区で十四、五名のメンバーでそういった乾燥調整施設をつくって効率化を図ろうということで動いたものであります。それで乾燥調整ですので、今年からのスタートとなるわけですが、とりあえず個々が持っているコンバイン等で刈って搬入するというスタイルで考えているところでございます。今後もうちょっと大きくなって、もう少し委託等を受けて面積等もふやしていきたいというのが今の目標であります。

以上です。そんなところですが、よろしくお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

補足説明、局長。

事務局（清水事務局長）

補足させていただきますと、1月だったと思うんですが、ライスセンターを建てるということで、農地法の5条の許可を受けて今後整備されるというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

まことにいい話、前向きな話でございます。これは恐らく集落営農という形で進んでいくかと思いますが、皆さん地元へ帰りましたら是非集落営農を考えていてもらいたいなと思って考えている次第でございます。〇〇〇〇に対してご支援申し上げますので、頑張ってください。

ほかにご意見ございませんか。

無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

62ページをご覧ください。今月の申請は13件で、合計面積9万3,223.72㎡であります。

56ページにお戻りをお願いいたします。52番は、鶴田3丁目地内の農地2筆、528㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

53番は、戸口地内の農地2筆、6,870㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

54番は、戸口地内の農地1筆、2,421㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

55番は、戸口地内の農地6筆、1,472.76㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円です。

56番は、高岡地内の農地3筆、1,594㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円です。

57番は、上大浦地内の農地1筆、961㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円です。

58番は、興野3丁目地内の農地1筆、972㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

58ページをお願いいたします。59番は、笹岡地内外の農地計13筆、7,991㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

60番は、長沢地内の農地3筆、2,804㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

61番は、長沢地内の農地1筆、554㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

62番は、福島新田地内外の農地計31筆、2万1,792.48㎡を譲り渡し人が経営の若返りとして設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

60ページをお願いいたします。63番は、福島新田地内の農地28筆、2万2,753.36㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

64番は、大沢地内の農地18筆、2万2,510.12㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの4件、使用貸借によるもの3件、合計件数13件、面積9万3,223.72㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

63ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積167㎡であります。

19番は、嘉坪川2丁目地内の農地2筆、167㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条総合病院北西150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の121番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長(4番渡邊勝夫委員)

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積167㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

67ページをご覧ください。今月の申請は14件で、合計面積2万1,047.20㎡であります。

64ページにお戻りをお願いいたします。121番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の19番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

122番は、横町2丁目地内の農地1筆、132㎡を売買により取得し、駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所三条庁舎南東200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

123番は、東裏館3丁目地内の農地1筆、983㎡を売買により取得し、宅地分譲地5区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、裏館小学校北側150m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

124番は、石上3丁目地内の農地1筆、198㎡を賃貸借権設定により駐車場6台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、上林小学校南西750m付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

125番は、西本成寺1丁目地内の農地2筆、1,982㎡を売買により取得し、公売により取得する次の126番、西本成寺1丁目地内の農地1筆、991㎡と一体利用し、宅地分譲地13区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格等は、125番、126番とも1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、本成寺保育園南側300m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

127番は、中新地内の農地1筆、260㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場及び通路等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、つくし保育園南東300m付近で、住宅等

が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

128番は、金子新田地内の農地9筆、2,960㎡を売買により取得し、次の129番の譲り受け人と共同で駐車場96台、通路及び調整池の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市清掃センター北側700m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66ページをお願いいたします。129番は、金子新田地内の農地5筆、1,875㎡を売買により取得し、今ほどご説明をいたしました128番の譲り受け人と共同で駐車場96台、通路及び調整池の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市清掃センター北側700m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

130番は、諏訪1丁目地内の農地6筆、6,232㎡を売買により取得し、宅地分譲地28区画、道路、公園及び調整池等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、聖母こども園北側350m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

131番は、上須頃地内の農地2筆、142㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、須頃小学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

132番は、北潟地内の農地5筆、440.20㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場2台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大面小学校南東550m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

133番は、大谷内地内の農地2筆、3,429㎡を賃借権の設定により、国土交通省発注の国道289号2号トンネル工事に伴う現場事務所1棟、宿舍1棟、資材置き場及び駐車場23台の用地として、平成31年4月21日から平成34年4月20日間で一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大名橋右岸堤防隣接地でございます。農振農用地区域内の農地ではありますが、国道289号八十里越工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断をされます。

134番は、本年1月の総会におきまして農振農用地区域内の農業用施設用地として軽微変更はやむを得ないものと認めた案件であります。南中地内の農地1筆、1,256㎡を売買により取得し、南側既存山林198㎡と一体利用し、鶏舎敷地拡張の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、飯田小学校南東1,000m付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が農地法第5条第2項ただし書きにある農業振興地域の整備に関

する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、農地転用の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数14件、面積2万1,047.20㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、128番、129番、130番及び133番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、121番から127番、131番、132番及び134番の案件、合計10件については許可することとし、128番から130番及び133番の案件、合計4件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りをしたいと思います。

お諮りをします。議第6号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしというご発言がございますので、議第6号を追加の議案といたします。

(議案配付)

議長(野崎会長)

それでは、議第6号の審議に入る前に、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

(事務局職員退席)

議長(野崎会長)

それでは、議第6号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

平成31年4月1日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」で、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律26条第3項の規定により承認を求めます。

最初に、配置がえにより農業委員会事務局職員の職を解く者。主任、小熊美栄子。

配置がえにより農業委員会事務局職員として任用する者。主事、赤塚由依。

以上です。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願いたいと思います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、しばらくの間、休憩いたします。

(午後3時58分から午後4時00分まで休憩)

議長(野崎会長)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長(野崎会長)

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』事務局より報告を願います。

事務局(清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思ひます。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月23日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、26日午前9時30分開会を予定しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時16分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（ 17 番）
